

株式会社日立システムズとの和解について
(医療費助成の受給者証の発送遅延にかかるシステム業者への損害賠償請求)

1. 本件の概要

令和5年4月1日、本市と相手方とは、本市を委託者、相手方を受託者として、こども医療費助成制度の拡充に伴う福祉医療システムの改修業務に係る委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結した。これに基づいて、相手方が履行した福祉医療システムの改修業務において、必要な改修の一部が履行されなかったため、令和6年6月の受給者証更新の際に同一世帯の受給者証を一つの封筒に同封できず、発送数が増加したことにより、発送遅延が発生した。このため、封筒の増刷や医療機関向けのコールセンターを設置する等の対応が必要となり、本市に損害が発生した。

本件委託契約に係る不履行について、本市と相手方との間において、おおむね次の内容で、和解を成立させることとなったものである。

2. 和解の相手方

大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
株式会社日立システムズ 関西支社
支社長 藤井 秀也

3. 損害賠償金額

8,492,245 円